

# 総務教育常任委員会資料

(平成27年3月10日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の  
状況について (原子力安全対策課) … 1
- 2 島根原子力発電所構内での協力会社社員の負傷について  
(原子力安全対策課) … 4



平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機に係る原子力規制委員会（以下「規制委」という。）での新規制基準適合性審査会合の審査状況等は次のとおりです。

1 前回報告の常任委員会（H27 2/13）以降に開催された審査会合

回数(開催日)	議 題	概 要
3 1 回目 (H27. 2. 19)	誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	<p>&lt;中国電力の説明&gt; 事故対応における中央制御室での誤操作防止対策、事故発生時に用いる作業用照明の設計等の説明が行われた。</p> <p>&lt;原子力規制委員会のコメント&gt; 誤操作防止について冷温停止状態移行までの操作の整理、安全避難通路等について必要な作業を見据えた作業用照明の数量を再検討すること等のコメントがあった。</p>
3 2 回目 (H27. 2. 24)	圧力バウンダリ	<p>&lt;中国電力の説明&gt; 新規制基準により範囲が拡大された原子炉冷却材圧力バウンダリ<sup>*1</sup>について、拡大範囲の配管や弁等が十分な強度を有し、基準に適合していることの説明が行われた。</p> <p>&lt;原子力規制委員会のコメント&gt; 新たに抽出した格納容器貫通部の配管設計がクラス1機器<sup>*2</sup>と同等であることを説明すること等のコメントがあった。</p>
3 3 回目 (H27. 2. 26)	フィルタベント系（主ライン、弁構成）	<p>&lt;中国電力の説明&gt; *フィルタベントの3回目の審査 原子炉格納容器とフィルタ設備を接続する配管（主ライン）及びその配管上に設置された弁の健全性、確実な操作性等の説明が行われた。</p> <p>&lt;原子力規制委員会のコメント&gt; 主ライン上の弁（第2隔離弁）の信頼性（確実に開くこと）を説明すること、他系統配管との境界弁についてベント時の環境条件（温度、放射線等）を踏まえた耐久性を説明すること等のコメントがあった。</p>
3 4 回目 (H27. 3. 3)	原子炉格納容器限界温度・圧力	<p>&lt;中国電力の説明&gt; 有効性評価で設定している原子炉格納容器の限界温度・圧力（200℃、2Pd（設計圧力の2倍））の妥当性の説明が行われた。</p> <p>&lt;原子力規制委員会のコメント&gt; 配管貫通部の設計において、温度上昇による変形量（部材ごとの特性の違いに伴って生じる可能性のある隙間など）の考慮について説明すること等のコメントがあった。</p>
3 5 回目 (H27. 3. 5)	静的機器 <sup>*3</sup> の単一故障 <sup>*4</sup> （コメント回答）	<p>&lt;中国電力の説明&gt; *静的機器の2回目の審査 10回目（H26 8/5）の審査会合等における指摘事項に対して、コメント回答が行われ、対象機器の抽出手法の見直し、故障覚知の実現性、修復作業の実現性等の説明が行われた。</p> <p>&lt;原子力規制委員会のコメント&gt; 故障箇所の修復実現性は訓練実績に基づいて記載すること等のコメントがあった。</p>
3 6 回目 (H27. 3. 6)	地下構造評価（コメント回答）	<p>&lt;中国電力の説明&gt; *地下構造評価の4回目の審査 3号機地盤（島根原発を代表）の南北傾斜については、検討の結果、水平構造と見なすことができるとの説明が行われた。</p> <p>&lt;原子力規制委員会のコメント&gt; 「一応必要な検討はなされている」とのコメントがあり、細かな指摘事項は今後事務局において確認することとされた。</p>

2 その他

(1) 宍道断層に係る地質調査の追加実施

2/5～6の現地調査での規制委・石渡委員の「宍道断層の西側については調査が不十分」等のコメントを踏まえ、中国電力は2/20から宍道断層両端の追加調査に着手した。（別紙参照）

(2) 特定重大事故等対処施設の設置に伴う敷地造成工事着手

特定重大事故等対処施設<sup>\*5</sup>の敷地造成に伴って必要となる森林法上の林地開発許可（H26 12/3に島根県に提出）が2/23に得られたことから、中国電力は2/25に敷地造成工事に着手した。

※1 圧力バウンダリ：主に「閉じ込める」機能の概念。BWRでは格納容器とともに障壁をなす配管、弁等の範囲

※2 クラス1機器：原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器

※3 静的機器：配管や容器等の作動要素がない機器

※4 単一故障：単一の原因（電源の喪失や腐食等）による故障。これによって所定の安全機能を失うことのないよう規定

※5 特定重大事故等対処施設：テロ対策として可搬型設備等による安全対策の更なるバックアップとして常設化する設備で、新規制基準施行後5年以内の設置が必要（H30.7まで）

別紙「宍道断層に係る地質調査の追加実施について」（中国電力公表資料）

（お知らせ）

平成27年2月19日  
中国電力株式会社  
島根原子力本部

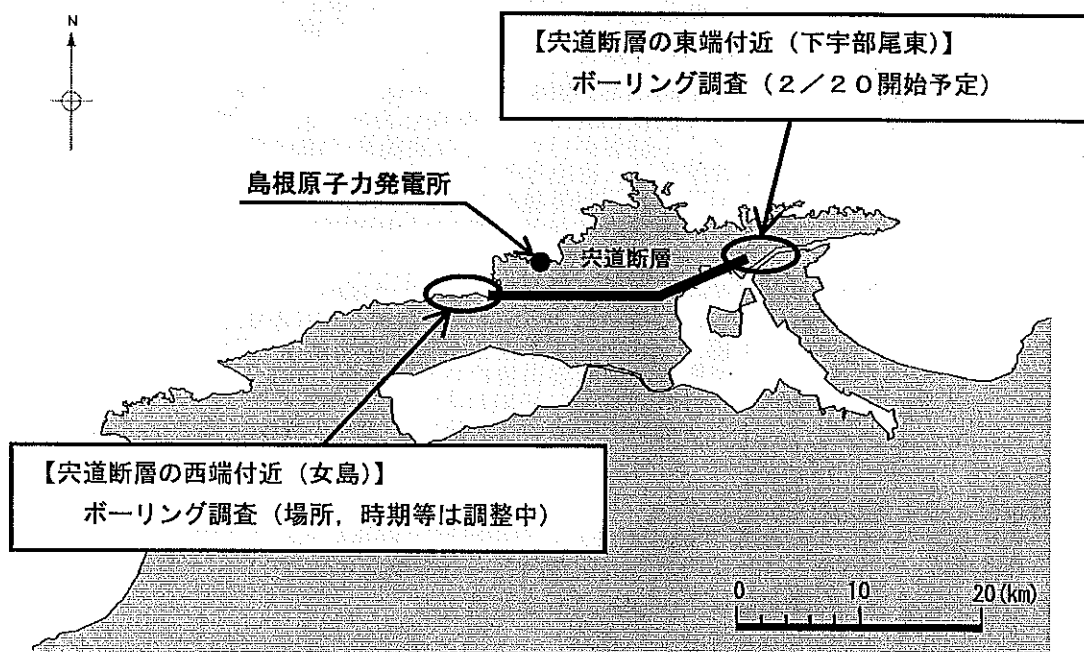
宍道断層に係る地質調査の追加実施について

当社は、島根原子力発電所敷地周辺の活断層評価に関して、新規制基準への適合性確認のための審査会合での指摘を踏まえ、海域および陸域（宍道断層）における追加地質調査を実施しました。（平成26年5月12日お知らせ済）

このうち、陸域の地質調査結果に関して、国による現地調査等での指摘を踏まえ、データ拡充により評価の妥当性を確認するため、追加調査を実施することとし、明日（2月20日）から宍道断層東端付近（下宇部尾東）におけるボーリング調査に着手することとしましたので、お知らせします。

なお、宍道断層西端付近（女島）においても、ボーリング調査を行う予定であり、具体的な調査計画については、引き続き検討を進め、準備が整い次第、着手してまいります。

【宍道断層に係る地質調査概要】



以上

島根原子力発電所2号機 審査状況

平成27年3月10日現在

回数	開催年月日	審査内容	
		地震・津波関係	プラント関係
1回目	H26.1.16	申請の概要	
2回目	H26.1.28	申請内容に係る主要な論点	
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価	
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価	
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)	
6回目	H26.4.16	地下構造評価	
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動	
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)	
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定
16回目	H26.10.14		有効性評価(重大事故対策)
17回目	H26.10.16		
18回目	H26.10.23		外部火災(森林火災)
19回目	H26.10.30		内部溢水
20回目	H26.11.6		外部火災(産業施設、航空機墜落)
21回目	H26.11.13		有効性評価(保管場所、アクセスルート)
22回目	H26.11.20		有効性評価(重大事故対策)
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)	
24回目	H26.12.4		内部火災
25回目	H26.12.9		有効性評価(重大事故対策)
—	H26.12.19		<現地調査>
26回目	H27.1.15		有効性評価(重大事故対策)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)	
28回目	H27.1.27		有効性評価(重大事故対策)
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価
—	H27.2.5-6	<現地調査>	
30回目	H27.2.10		緊急時対策所
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、弁構成)
34回目	H27.3.3		原子炉格納容器限界温度・圧力
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)	

  : 今回の報告対象

## 島根原子力発電所構内における協力会社社員の負傷について

平成27年3月10日

原子力安全対策課

3月5日、島根原子力発電所構内（管理区域外）で、中国電力の協力会社社員が負傷、救急搬送される事案が発生したことについて、中国電力から公表されました。（負傷者の被ばく及び外部への放射能の影響なし）

### 1 発生事案の概要

- (1) 発生日時 3月5日（木）13時14分頃
- (2) 発生場所 島根原子力発電所構内（免震重要棟付近。管理区域外）
- (3) 発生状況

協力会社社員が作業時間外に構内の道路を徒歩で横断中、走行車両と接触し負傷した。その後、松江市内の病院へ搬送し、応急手当が施されたが、複数個所の骨折が認められ、2週間程度の入院・加療を要する見込みとなった。

### 2 本県の対応

中国電力からの連絡を受け、本事案に係る被ばく及び外部への放射能の影響がないことを確認するとともに、関係機関に報告し、情報共有を行った。

#### (参考:主な経緯)

- 3/5 13:14頃 協力会社社員が道路を徒歩で横断中、走行車両と接触し負傷  
13:20 救急車を要請  
13:24 中国電力から鳥取県に報告（第1報）  
13:24 救急車が発電所に到着  
13:38 救急車が発電所を出発  
13:58 救急車から鹿島体育館にてドクターヘリに載せ替え、松江市内の病院に出発  
14:01 中国電力から鳥取県に報告（第2報）

\*負傷程度はこの時点で不明

- 3/6 15:00 中国電力がホームページによりお知らせ

※負傷程度（重傷）が判明。

中国電力公表基準Ⅱ\*「業務上災害による重傷事故が発生した場合」に該当

\*公表基準Ⅱ：夜間、休日に公表しないが、翌日の勤務時間内で公表

なお、第1,2報とも鳥取県政記者クラブに随時報告がなされている

※松江労働基準監督署にも報告（3/5 速報報告、3/6 監督署にて説明）

別紙「島根原子力発電所構内における協力会社社員の負傷について」（中国電力公表資料）

(ホームページによるお知らせ)

平成27年3月6日  
中国電力株式会社

**島根原子力発電所構内における協力会社社員の負傷について**

昨日、当社島根原子力発電所構内（管理区域外）において、協力会社社員が作業時間外に道路を徒歩で横断中、走行車両と接触し負傷しました。

(発生時刻：平成27年3月5日13時14分頃)

ただちに、松江市内の病院へ搬送し、応急手当が施されましたが、複数個所の骨折が認められ、2週間程度の入院・加療を要する見込みとなりましたので、お知らせします。

なお、本件に係る負傷者の被ばくおよび外部への放射能の影響はありません。

以上

**【お問合せ先】**  
島根原子力本部 広報部  
電話 0852-82-9093

